

高齢者在宅福祉サービス

各サービスの担当課で手続きを

高齢者で一人暮らしをしている人や援助が必要な人、高齢者を介護している人、閉じこもりがちな人を対象としたサービスがあります。各サービスの担当課で手続きをして、利用してください。

※高齢者：市に住民登録がある65歳以上の人

☎総合福祉課 995-1819
健康推進課 992-5711

軽度生活援助事業の利用者負担額を変更します

令和5年度から、軽度生活援助事業の利用者負担額が、1時間104円となります。

サービス名	対象者	内容	利用者の負担	担当課
ひとり暮らし高齢者訪問	70歳以上の一人暮らしの人	乳酸飲料（ヤクルト）を自宅に配達します。あわせて安否を確認します。 ※配達は(月)・(水)・(金)の週3回（祝日などを除く）	—	総合福祉課
緊急通報システム	一人暮らしの高齢者、または、介護が必要な高齢者と住んでいる高齢者のみ世帯など	緊急時に装置・ペンダントのボタンを押すと消防組合に通報が入り、救急車が出動します。※NTT回線が条件	使用時に電話料金が掛かります。	
軽度生活援助	高齢者のみの世帯（要支援・要介護と認定された人を除く）	食材確保、清掃などを行います。 ※週3回まで、1回2時間程度シルバー人材センターの会員を派遣します。	1時間104円と派遣者の交通費を負担してください。	
訪問理美容サービス	高齢者のみ世帯で、寝たきりなどの理由で理美容院に行くことが困難な人	市と契約した理美容院が自宅へ出張します。※年6回まで	理美容代金を負担してください。	
寝たきり老人等介護者手当支給	要介護4以上で、寝たきり、または、認知症の人を在宅で3カ月以上介護している人	寝たきり高齢者など1人につき1カ月5,000円を支給します。	—	
紙おむつ等購入費助成	在宅で紙おむつを使用する要介護1以上の人	紙おむつ、尿とりパット、防水シート、使い捨て手袋の購入費の一部を助成します。	対象者の介護度と生計中心者の前年所得税額で助成限度額が異なります。	
はり灸 ^{きゅう} マッサージ治療費の助成	4月1日時点で市内に住民登録がある75歳以上の人	市内の登録された治療院で使用できる1,000円の助成券を年度内で5枚交付します。	治療費の差額を負担してください。	
徘徊 ^{はいかい} 高齢者等見守りネットワーク事業	認知症や障がいにより、徘徊 ^{はいかい} のおそれのある人 ※年齢による制限はありません。	対象となる高齢者などに関する情報を登録し、総合福祉課・裾野警察署・消防署と共有し、行方不明となった際に早期対応につなげます。	—	
シルバー生きがい教室	60歳以上の人	布手芸・編物 ^{とう} ・籐 ^{とう} 工芸・竹細工を行い、生きがいづくりを図ります。 ※月に2～4回程度	※負担額（材料費）は教室により異なります。	
歯や口の健康相談	高齢者の人 市内に住んでいる人	ブラッシング方法、歯間ブラシの使い方入れ歯の手入れなど歯や口に関する相談を行います。 ※予約制	—	